

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	高校教育課	整理番号	2-2-1
処分の種類	教育職員免許状の取り上げ			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法第11条第3項			
処分の概要	教育職員免許状を有する者で教育職員以外のものが、法令の規定に故意に違反又は教育職員にふさわしくない非行があつて情状が重いと認められるときは、その免許状を取り上げることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分実績がない又は稀であるため)			
基準の制定根拠	—			